

目次

- 第1章 総則
- 第2章 コンプライアンス推進体制
- 第3章 コンプライアンス通報制度
- 第4章 調査委員会
- 第5章 是正措置等
- 第6章 関係者の責務等
- 第7章 雑則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人根津育英会武蔵学園（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスに必要な事項を定め、もって適正かつ公正な職務の遂行及び本法人に対する社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 「役職員等」とは、本法人の役員、評議員及び本法人と雇用契約にある教職員並びに労働者派遣契約その他の契約に基づいて本法人においてその業務に従事する者をいう。

(2) 「コンプライアンス」とは、役職員等が本法人の業務遂行において法令及び本法人の規程を遵守し、社会規範にもとることのない適正かつ公正な行動をとることをいう。

(3) 「コンプライアンス通報対象事実」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 公益通報者保護法（平成16年法律第122号、以下「法」という。）が定める通報の対象となる法律及びこれに基づく命令に違反する行為のうち、刑罰規定に違反する行為若しくは過料の理由となる行為、又は最終的に刑罰規定に違反する行為若しくは過料の理由となる行為につながる行為

イ 本法人の規程に違反する行為のうち、解任、懲戒処分又は契約解除の理由となる行為

(4) 「コンプライアンス通報」とは、第12条に定める通報を行える者（以下「通報者」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、本法人又は役職員等に、本法人の業務に従事する場合において、コンプライアンス通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、第14条に定めるコンプライアンス通報窓口に通報することをいう。

(5) 「規程」とは、学校法人根津育英会武蔵学園規程類管理規程第2条に規定する規程類をいう。

(6) 「部局」とは、学校法人根津育英会武蔵学園組織規程第2条及び第3条に定める組織及び事務機構をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、学校法人根津育英会武蔵学園行動規範を遵守し、高い倫理観をもって行動しなければならない。

(他の規程との関係)

第4条 この規程の定めにかかわらず、他の規程においてコンプライアンスに別段の定めがあるときは、当該規程の定めるところによる。

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス総括責任者)

第5条 コンプライアンスに関し最終責任を負う者として、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

(管理監督責任者)

第6条 部局において、次条に定めるコンプライアンス委員会の決定に従い、コンプライアンスの推進が図られるように管理、監督又は指導する者として、管理監督責任者を置き、部局の長をもって充てる。

(コンプライアンス委員会)

第7条 コンプライアンス体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するために、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 総括責任者
- (2) 副理事長
- (3) 専務理事
- (4) 学園長
- (5) 学長
- (6) 校長
- (7) 事務局長
- (8) その他総括責任者が必要と認めた者

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、総括責任者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員会の事務は、総務課が行う。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の決議につき、利害関係を有する委員は議事及び決議に参加することはできない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) コンプライアンスに係る基本方針の策定及び総括に関する事項
- (2) コンプライアンスに係る組織運営体制の整備に関する事項
- (3) コンプライアンスに係る研修・啓蒙活動に関する事項
- (4) コンプライアンス通報制度に関する事項
- (5) その他コンプライアンスに係る重要事項

第3章 コンプライアンス通報制度

(コンプライアンス通報制度)

第11条 法の趣旨及び本法人の内部統制システムの基本方針に則り、法令及び規程に違反する行為を早期に発見し、是正措置を講じるとともに、コンプライアンス通報する者の保護を図り、もってコンプライアンスに関する管理体制の強化に資するためコンプライアンス通報制度を設ける。

(通報者の範囲)

第12条 コンプライアンス通報（以下「通報」という。）をすることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 役職員等（当該通報の1年以内に退職した教職員又は契約を終了した業務従事者を含む。）
- (2) 本法人が設置する学校に在籍する学生及び生徒並びに届出のある保証人又は保護者
- (3) 本法人の依頼又は許可を得て本法人の施設内で活動する者（出入りの取引業者、同窓会事務局員等をいう。）

(通報処理責任者)

第13条 本法人における通報の処理を行うため、通報処理責任者を置き、専務理事をもって充てる。ただし、理事の不正行為に関する通報の場合、通報処理責任者は、監事をもって充てる。

2 通報処理責任者は、委員会の指示の下、個々の通報の処理及び総括を行うとともに、この規程に定める業務を遂行する。

3 通報処理責任者は、通報を迅速かつ適切に処理するため、事務局長に補佐をさせることができる。ただし、事務局長の不正行為に関する通報の場合、事務局長以外の者に補佐をさせなければならない。

(通報窓口)

第14条 通報への迅速かつ適切な対応を行うため、通報処理責任者の下に通報窓口を置く。

2 通報窓口の事務は、総務課が行う。

3 通報処理責任者は、委員会の議を経て、通報窓口の業務の一部を本法人外部の第三者に委託することができる。

(通報の方法)

第15条 通報は、本法人所定の様式による書面、電子メール等の電磁的方法、ファクシミリ又は面談により行うものとし、自らの氏名、連絡先を明らかにする方法（以下「記名通報者」という。）又は匿名により行うことができる。

(通報の受付)

第16条 通報窓口において通報を受けたときは、速やかに当該通報を通報処理責任者に報告しなければならない。

2 役職員等がコンプライアンス違反に係る相談を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し又は当該相談者に対し通報窓口へ通報するよう助言するなど、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報内容の記録)

第17条 通報窓口は、受付台帳に通報の内容を記録して保管しなければならない。

(通報に対する対応の検討)

第18条 通報処理責任者は、第16条第1項に規定する通報の報告を受けたときは、直ちに当該通報を受理するか否かの検討を公正、公平かつ誠実に行わなければならない。

2 当該通報の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、通報を受理しないものとする。

(1) 通報者に該当しない場合

(2) 具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合

(3) コンプライアンス通報対象事実に該当しないことが明らかである場合

(4) 当該通報に係る事案の処理を第4条に定める他の規程に委ねる場合

3 通報処理責任者は、当該通報が前項第4号に該当する場合は、第4条に定める他の規程が設置する窓口に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

4 通報処理責任者は、第1項の検討結果を総括責任者に対し報告するとともに、通報窓口が通報を受けた日から起算して20日以内に、当該記名通報者に対し当該通報の受理又は不受理を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。この場合において、当該通報を受理しないときは、その理由を付して通知しなければならない。

(委員会の招集)

第19条 総括責任者は、前条第4項により通報の受理の報告を受けたときは、直ちに委員会を招集しなければならない。

第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第20条 委員会が必要であると認めるときは、事実調査のために調査委員会を設置することができる。

(調査委員会設置の通知)

第20条の2 通報処理責任者は、調査委員会が設置された場合、当該記名通報者に対し調査委員会の設置を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(調査委員会の構成)

第21条 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 総括責任者が指名する理事 1名から3名

(2) 内部監査室長

(3) その他総括責任者が必要と認めた者

- 2 調査委員会に委員長（以下「調査委員長」という。）を置き、総括責任者が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 調査委員長に事故があるとき又は調査委員長が欠けたときは、あらかじめ総括責任者の指名する調査委員会構成員（以下「調査委員」という。）が、その職務を代理する。
- 4 前項の場合、総括責任者が必要と認めたときは、調査委員を追加指名することができる。
- 5 調査委員会の事務は、総務課が行う。

（関係者の排除）

第22条 調査委員は、調査時又は調査の過程において、当該コンプライアンス通報対象事実に該当する不正行為の関与が疑われた場合又は調査対象と利害関係を有する場合は、その時点で当該調査委員を辞し以後の調査等に加わることはできない。

- 2 前項により調査委員が欠けた場合、総括責任者が必要と認めたときは、代替りの調査委員を指名することができる。

（議決方法）

第23条 調査委員会は、調査委員長が招集し議長となる。

- 2 調査委員会は、調査委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した調査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議決権の代理行使及び書面等による行使並びに持ち回り決議は認めない。

（外部有識者等への意見聴取等）

第24条 調査委員会は、調査のために専門的な知識、経験又は技術が必要であると判断した場合は、外部の有識者又は専門機関に意見を求め、又はその協力を受けることができる。

（役職員等の協力義務）

第25条 役職員等は、通報に係る事実関係の調査に際して、調査委員会から協力を求められた場合、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

（調査の中止）

第26条 調査委員会は、次の各号に該当する場合、通報に係る調査を中止することができる。

- (1) 通報者が通報を書面又は電磁的方法により撤回した場合
- (2) 本法人の他の規程に定める手続きに基づき処理することが適切と判断した場合

（調査結果等の報告）

第27条 調査委員長は、調査を終えたときは調査報告書をもって直ちに委員会に報告しなければならない。

（調査結果等の通知）

第28条 前条の報告を受けた委員会は、通報処理責任者を通じて、記名通報者に対し当該調査の結果とその内容の概要を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、記名通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

第5章 是正措置等

（是正措置等）

第29条 委員会は、通報に係る事実関係の調査の結果、コンプライアンス通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を学長、校長又は事務局長（以下「設置学校の長等」という。）に書面にて勧告しなければならない。

- 2 是正措置等の勧告を受けた設置学校の長等は、是正措置等の結果を委員会に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた委員会は、通報処理責任者を通じて、記名通報者に対して、是正措置等の実施とその内容の概要を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、記名通報者が第28条の定める通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 4 前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行うものとする。
- 5 委員会は、第2項の報告を受けたときは、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

（懲戒処分等）

第30条 本法人は、コンプライアンス通報対象事実に関与した者に対して、本法人の規程及び契約書に基づき、解任、懲戒処分、契約の解除等の措置を講ずることがある。

第6章 関係者の責務等

(不利益取扱いの禁止)

第31条 本法人は、通報をしたこと又は調査に協力したこと等を理由として、当該通報に関係した者に対し解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本法人は、通報によって損害を受けたことを理由として、当該通報者に対して、賠償を請求してはならない。

3 役職員等は、通報をしたこと又は調査に協力したこと等を理由として、当該通報に関係した者に対して嫌がらせ、不利益な取扱いをしてはならない。

4 総括責任者及び通報処理責任者は、通報処理の終了後、不利益取扱い等が行われていないかを適宜確認し、必要があると認めるときは、当該通報に関係した者を保護するための措置を講じなければならない。

(通報を妨げる行為の禁止)

第32条 役職員等は、第12条が定める通報ができる者に対して、正当な理由がなく、通報をしない旨の合意を求めること、通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、通報を妨げてはならない。

(通報者を探索する行為の禁止)

第33条 役職員等は、正当な理由がなく、通報者に対して、通報者である旨を明らかにすることを要求すること、通報者を特定する目的で情報を収集することその他の通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

(不正目的通報の禁止)

第34条 通報者は、自らが不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的のために通報を行ってはならない。

2 本法人は、前項の通報者に対して、本法人の規程及び契約書等に基づき、解任、懲戒処分、契約の解除等の措置を講ずることがある。

(秘密の保持)

第35条 通報に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を尊重するとともに、正当な理由なく、当該通報の処理に際して知り得た秘密又は通報者を特定させる情報を他に漏らしてはならない。なお、その身分を失った後においても同様とする。

2 本法人は、前項の規定に違反した者に対し、本法人の規程、契約書等に基づき、解任、懲戒処分、契約の解除等の適切な措置を講ずることがある。

(利益相反関係の排除)

第36条 総括責任者は、コンプライアンス通報対象事実に関与する不正行為を行った、行っている、又は行おうとしているとして通報された者を、当該通報事実の処理に関与させてはならない。

第7章 雑則

(関係法令の適用)

第37条 本法人における通報の取り扱いに関し、この規程の定めのない事項は、法その他関係法令の定めるところによる。

(所管)

第38条 この規程に関する所管部署は、総務課とする。

(改廃)

第39条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月9日から施行し、2022年6月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。